

# 国際人権活動

2019年10月30日（水）第137号

国連経社理特別協議資格NGO  
 国際人権活動日本委員会  
 〒170-0005東京都豊島区南大塚  
 2-33-10 東京労働会館 1F  
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431  
 e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

## 来年は自由権規約の審査 創意工夫と粘り強い追及で実りあるものに

議長 鈴木亜英

自由権規約の審査日程が決まりました。  
 日本の審査は、来年3月からの会期（2020年3月2日から3月27日まで）で、128セッションで行



鈴木亜英 議長

われることになりました。

実は、自由権規約委員会は、今回この審査の方法を変えました。委員会は、全締約国（自由権規約173カ国）の審査を8年周期で一巡させることにし、来年、2020年1月からこれを開始することにした

のです。1年間で20カ国余りが順次審査を受けることとなります。

会期は1年で三つありますから、1会期（3週間）につき、審査は7カ国というところでしょうか。

これまで、まず審査を受ける締約国が政府報告を提出し、これに対し、委員会が質問書（リスト・オブ・イシュー）を發し、締約国にこの点に絞った回答を求めているのですが、前回の審査から、最初の政府報告を省略し、リスト・オブ・イシューからスタートさせるという手続きの簡略化をはかったのです。しかし、日本政府は、發せられた

リスト オブ イシューの回答期限である昨年11月30日から1年近くも経過した今日に至るも政府報告を提出していません。

とりまとめ責任のある外務省によれば、「担当省庁レベルでの作成はほぼ終え、これから1本化」と回答をしていますが、明確な提出期限は示されていません。自由権規約だけでなく、社会権規約をはじめ、拷問禁止、人種差別禁止、女性差別禁止、障害者差別禁止、子どもの権利など、4～5年おきに定期的に巡ってくる日本政府報告は遅延するのが常態となっており、その原因に、政府報告の遅れがあると指摘されています。そのことは人権改善の遅れへと繋がっており、めまぐるしく動く人権状況に対応できないこととなります。

第6回の審査において、ヘイトスピーチ、慰安婦、代用監獄・自白強要、死刑問題、個人通報制度の実施、国内人権機関の設置、公共の福祉概念などが問題とされましたが、これらは積年の課題として解決が持ち越されてきたものばかりで、21世紀に相応しい人権論議はなされないまま、日本の人権水準は年々国際水準から遠ざかっています。

人権審査に臨む私たちNGOにとっても、政府の弁解や居直りを聞くだけの費用と時間の無駄使いは空しいと感じます。

私たちは、政府の弁解や居直りを「拝聴」することを拒否し、政府答弁の遅れを乗り越えてゆかなければなりません。

第7回自由権規約審査を実りあるものにするのは、私たちの総意と工夫と粘り強い真実の追及においては前進がないことを知るべきです。

### 当面の日程

#### 第6回幹事会

- ・11月1日（金）18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

#### 第23回総会

- ・11月30日（土）13時～
- ・東京労働会館地下1階大会議室

# 奨学金の会、累計42万9000筆の署名を提出 三輪定宣会長がミニ講演

事務局長 松田 順一

6月13日、「権利としての無償教育を実現し、給付奨学金を拡大しよう！」に取り組んできた「奨学金の会」による署名提出集会在衆議院第2議員会館で開催されました。今回は11回目の取り組みで約5万筆の署名を衆・参議院議長に提出しました。累計で42万9千筆を超えました。

## 無償教育をめぐる課題と展望

集会では「奨学金の会」会長の三輪定宣氏（千葉大学名誉教授）による「無償教育をめぐる課題と展望」と題するミニ講演が行われ、現在に至るまでの政権がとってきた教育政策を厳しく指摘しました。そのなかで三輪氏は、この請願署名運動の理論的主柱は社会権規約13条の無償教育条項であり、市民運動を背景にその留保を2012年に撤回させ、一定の前進はあったが、日本の公財政教育支出の対GDP比は未だにOECD加盟国最低であることを強調しました。さらに13条で規定する「無償化教育の漸進的導入」とは途上国を考慮したものであり、先進国では即時・迅速な実施が規約の趣旨であると指摘しました。

今年4月、政府は「大学等修学支援法」を国会で可決し、来年度から「高等教育無償化」を施行すると発表しました。内容は給付型奨学金と入学金を含む授業料減免は住民税非課税世帯（世帯年収が270万円未満）の低所得世帯の学生等に限られ、年収380万円未満世帯の学生に対しては前者の3分の1の支援額であり、それ以上の年収の中間所得世帯に対しては、家計に占める教育費の負担増にもかかわらずこの支援法の対象外となっています。

その他の問題点として、入学する大学等が、経営基盤がしっかりしているかどうか文科省から「確認」されなければならない地方の大学等を希望する学生にとっては影響が出かねないことです。また、対象が高校卒業後2年までで「生涯学習の推進」を提唱する文科省の方針に矛盾するものです。さらに、支援法の財源は10月に実施予定の消費税10パーセントの「人質的」な増税に基づいているため、日々の生活への重圧に加えて、授業料の値上げをすでに表明している大学が出ている状況を考えると、支援法の財源はごく限られたものであり、貧富の差のないすべての人の学ぶ権利を保障する社会権規約を真摯に履行しようとする態度はまったく見られません。

現在、「無償教育を求める市民報告書をつくる会」が結成され、社会権規約委員会第4回日本政府報告書の審査に向けてカウンターレポートの準備を進めています。

全大教（全国大学高専教職員組合）は、授業料を値上げする国立大学が続いていることを捉え、国公立大学・高専における高等教育無償化に向けた道筋を明らかにしたい。全院協（全国大学院生協議会）は、全国規模のアンケート調査を行った結果、8割以上の大学院生が何らかのアルバイトに従事し、その半数以上が研究に支障をきたす借り入れをしていると答えています。また、この「支援法」は大学院生を排除しているため、院生が人間らしく生き、学び、研究するための「権利としての無償教育」を求めています。

全国私教連（全国私立学校教職員組合連合）は、私立高校生1万人アンケートを行いました。学費に関する調査で約7割の生徒が、親に学費負担をさせていることに負い目を感じていると答えています。経済的に厳しい状況が地方の世帯を中心に広がっており、私学無償化の運動を押し進めていくと報告しています。全教（全日本教職員組合）は、格差と貧困が拡大するなか、子どもに関係する事件が増加していること、国際人権規約が求める「権利としての教育」を実現する教育予算拡大を求めていくと発言しました。

日本私大教連（日本私立大学教職員組合連合）は、私立大学の授業料（単純平均額）は、1989年度570,584円から2017年度900,093円に高騰し、30年間で329,509円、57.7%増加していること。私立大学と国立大学の理・工学部の授業料を比べると、2017年度の授業料の平均額は前者が1,068,849円、後者は一律535,800円。学生全体の約75%にあたる私立大学生に、政府が重い学費負担を強いている実態を告発したいとしています。また、政府は答弁で「大学等修学支援法」は「国際人権規約の趣旨にもかなうもの」と繰り返し強弁したが、実態は全くかなうものではないことを、「市民報告書」の中で訴えたいと主張しています。

国際人権活動日本委員会は現在、「市民報告書をつくる会」の一員として、社会権規約委員会第4回政府報告審査（日程は未定）に向けて、充実した報告書の作成に取り組んでいます。

投票率80%

## ノルウェーの楽しい選挙

三井マリ子さんの講演を聞いて

国民救援会 生江尚司

6月14日、平和と労働センターで「投票率80%ノルウェーの楽しい選挙」をテーマに元東京都議会議員の三井マリ子さんによる講演会が開かれました。主催は国民救援会東京都本部、ノルウェー大使館の後援を受けてのイベントです。三井さんのパワーポイントで現地取材の画像を次々映し出してのお話は、まさに百聞は一見にしかず。日本の選挙の「遅れ」を実感しました。

### きっかけは女性差別撤廃条約

最初にノルウェーと自分の関わりを紹介した三井さん。80年代前半、高校教員のかたわらで女性差別撤廃条約の批准に向けた運動、とりわけ雇用機会均等法問題で七転八倒したときに見た「ノルウェー新閣僚19人中9人が女性」「首相も女性、小児科医で4児の母」という朝日新聞の記事に衝撃を受け、その秘密を解き明かそうとさっそくノルウェーに飛んだのがノルウェー社会とおつきあいのはじまりだったと。

選挙制度の問題でまず特徴的なのは、ノルウェーを含む北欧5ヵ国はすべて「比例代表制」であることだと指摘。だから、候補者個人は顔も名前も売ることがない、したがって候補者個人は立候補に1円もかからない、とても羨ましい制度だと。昔、選挙に立ったときの苦労を振り返りながら力説し、会場の笑いを誘いました。

### 投票する側に「優しい」制度

投票ひとつとっても日本との違いは歴然です。事前投票は最長2ヶ月前から可能。投票所は公共施設や繁華街にあり、また公園の中にも宣伝を兼ねた大きなプレハブ投票所が設置されています。

居住地以外でも投票が可能で、例えば田舎から働きに来ているオスロの病院の看護師さんが勤務の合間にオスロで投票すると、オスロ選管が責任を持って田舎の選管に郵送してくれるというので

す。投票する側に「優しい」制度になっています。

選挙が近づくと街の広場に各政党の選挙小屋・スタンドが立ち並び、チラシやボールペン、飴などのグッズを無料配布。「Laban」というブランドで有名なグミキャンディも包装を赤と青の2色に変えて

選挙モードに突入。レッドは言うまでもなく左派、ブルーはブルジョワに通ずるとして右派を意味し、「あなたはどちらに投票する？」とグミが問いかけてくるのです。

### 子どもの頃から身近に民主主義

衝撃的なのは主権者教育。「選挙は生きた教科書」と小学校5年生が学校の授業で班をつくり、各政党の選挙小屋を回って公約調査を行います。調査項目はもちろん、子どもたちが自分で考えて用意するのは。選挙小屋の担当者も未来の有権者たちの訪問に全力のプレゼンで答えます。学校教育が政治をタブーにしている日本とは大違いです。

高校生になると総選挙のたびにスクール・エレクトション(学校選挙)が行われます。生徒会主催で各校に11政党の幹部・議員がやってきて階段教室や体育館で政党討論会を開催。さらに選挙期間中は校舎の中に各党のブースが置かれ、党员たちがチラシやグッズを配って大賑わい。こうした選挙運動を経て1年生から3年生、15歳から18歳の生徒が投票した結果は最終的に文部科学省に集約され、大人たちの投票日より前に発表されてマスコミでも大きく報道されるのです。

2017年の総選挙では新たな動きがありました。スクール・エレクトションでカバーされない子どもたち(9歳から15歳の小中学生)にも「意見表明の機会を」と、セーブ・ザ・チルドレンというNPOが主催するオンライン模擬投票が行われ、6万人が投票。このキャンペーンには全政党が協力し、各党は選挙公約の「子ども向けバージョン」をホームページで公表し支持を訴えた、ということです。



生江尚司さん



三井マリ子さん

## 高校生も議員に！！

### 比例代表制だからこそ・・・

前回総選挙では女子高校生が「緑の党」の国会議員候補として比例名簿に載りましたが惜しくも落選。首都オスロ市議会ではインド系移民の二世の女子高校生が見事当選。日本ならさしずめ「高校生都議会議員」です。

ノルウェーは英誌エコノミストが公表する世界民主主義ランキングでほぼ毎年1位を獲得しています。でもそれは自然にできたことではない。スウェーデンからの独立闘争やナチス占領下でのレジスタンス、60年代の女性解放運動などの歴史、などのたたかいがあつてのことだと。とくに比例代表制とクォータ制(注)が大きな柱になっていることが

三井さんのお話でよく理解することができました。

その後の質問コーナーでは5人の方から質問があり充実した質疑が交わされました。ノルウェー大使館からも広報官ら二人が参加され、国民救援会としては画期的なとりくみに164人の市民が参加し大成功をおさめることができました。

日本の社会の歪みは日本だけ見てもわかりません。ノルウェーという一つの鏡に写してみても、その歪みのひどさにあらためて驚くとともに、ノルウェーでもたたかいが社会を変えてきたという話に確信と元気をもらった講演会でした。

※クォータ制とは、物事を決める公的な場は、一方の性が40%を下回ってはいけないとするノルウェー発祥の制度。北欧から欧州、男女平等をめざす世界各国へ普及しています。クォータ(quota)は「割り当て」の意味。

## 人権講座のテーマについて提起します

# なぜ日本は人権後進国なのか

昨年人権講座を3回開き100名近くの方が参加。今年も3回のテーマで行われる予定で、来年のテーマを決める時期になりました。私は昨年、日本社会での女性差別を取り上げ議論したい旨発言しましたが、「今はまず総論を」ということになりました。その後、社会を賑わす出来事にふれ、日本の社会の根底には、女性差別、女性蔑視の考えが根強くあることを感じました。

### あからさまな女性差別

財務省のセクハラ事案への対応、麻生財務大臣の不真面目な態度、報道機関女性職員への数々の行為事実。そして東京医大への息子の不正入試に端を発したあからさまな女性差別、その後複数の医学部の不正事実も明らかになりました。活躍する女性議員や評論家への嫌がらせ、講演会中止や着払い物品の送りつけなど、議員からは怖くてひとりでは街頭に立てないという声も出ています。

職場や学園でも声を上げられないような現実があふれています。労働相談でのパワハラ事案、根底には女性差別、優秀な社員への怨嗟などがあり、女性だから問題にされる事案も数多く存在します。

労働組合でも同じです。明治期から培われた富国強兵政策のもとで、女性の補助的役割、経済成長に合わせた長時間過密労働、非正規労働者の拡大、そして国連からの指摘も無視する政府と対応しきれない社会。

### 男女平等度 149カ国中110位

安倍政権のもとで、女性の人権がますます軽視されていると思います。世界経済フォーラム男女平等度は、日本は149カ国中110位、人権後進国です。日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准しました。第1条に女性差別の定義がありますが、政府は未だに何が差別かはっきりさせていないと聞きます。

### ILOセクハラ防止条約への日本政府の消極的態度

それは働かされ方にも表れています。先の医科大学不正入試問題で角田由紀子弁護士は、この社会にびくともせず存在し続けていた性差別・女性蔑視を見せつけられ、女性たちが営々と築いてきた差別との闘いが、何の成果もないとあざ笑われているかのようです。医療現場の酷い働かされ方、医療の現場からあらかじめ排除するための入試差別、医学者が女性を軽視する、人の命を守ることを仕事としている医師が人権を守ることに無頓着など、女性差別に心の痛みを感じなく育ってしまったのかと嘆いていました。

来期の人権講座では、なぜ人権後進国になってしまっているのか、女性差別、女性蔑視はどこからきているのか・・・非正規問題とも併せて、ぜひ議論していただきたいと思い再度提起します。

大谷 邦孝 (日本委員会幹事)

# 人権無視の難民政策

## 母国で12年間投獄された人まで不認定

首都圏移住労働者ユニオン 本多ミヨ子

### 好き好んで難民になる人はいない！

6月20日は「世界難民の日」でした。2000年12月4日、国連総会で「難民の保護と援助に対する世界的な関心を高め、UNHCRをはじめとする国連機関やNGOによる活動に理解と支援を深める日」にするために制定されました。2018年末で世界の難民は7,080万人を超えており、昨年の6,850万人から170万人増えています。

紛争や人権侵害などから、生きるためにやむにやまねず母国を逃れてきた人たちを、保護・支援することは人道上当然のことです。しかし日本政府の難民政策は「最悪！」と言いたくなるほどひどいものです。

### 0.2%とは！ あまりにも低い認定率

表1. 2を見てください。世界と日本とのあまりの差に愕然とします。なぜこんなに低いのでしょうか。それは日本政府の認定基準が世界の常識からかけ離れた前近代的なものであり、人権に全く配慮しないものだからです。また親日的とされる国からの難民は認定しないからです。その一番顕著な例はトルコから逃げてきたクルド人を1人も認定しないことです。

### クルド人 イシル フセイン さんの場合

トルコ国籍38歳のイシル フセインさんは、20歳の時クルド人の自由のために活動し逮捕されました。それから12年間も政治犯刑務所に入れられ、32歳で出所してからも常に監視がつく状態が続き、

身の危険を感じて日本に逃げてきました。来日後すぐに難民申請をしたのですが、数年後に出た結果は不認定。帰ることなどできるはずもなく現在2回目の申請中ですが、これまでクルド人は1人も認定されていませんので厳しい状況です。

### 日本でまたしても長期の収容！

### 苦しい記憶が蘇り精神的に不安定に

やっとの思いで日本に逃れてきたフセインさんを待っていたのはまたしても長期の収容でした。

フセインさんは1回目の難民申請が不認定になった後、2017年10月から2019年6月18日まで品川入管に収容されていました。入管に収容されている間、トルコ刑務所で殴られたり水責めにされたりした苦しい記憶が蘇り、精神的に大変不安定な状態になり、一時は支援者と会うことすら拒んで、自傷行為を繰り返し、命の危険すらありました。家族や支援者の必死の抗議行動や、多くの人たちの協力を得た署名活動で6月18日ようやく仮放免が認められ、家族の元に帰りましたが、病院を受診しても健康保険はなく、苦しい生活が続いています。

### これでは難民条約批准の意味がない！

これほどはっきり自国の政府から迫害を受けた人たちが難民と認めないのでは、難民条約を批准した意味がありません。日本政府は、難民を保護の対象と見るのではなく、管理の対象としているのです。早急に人権が尊重された難民政策を作るべきです。

表1 主要国の難民認定数  
および認定率（2017年）

	認定数	認定率
ドイツ	147,671人	25.7%
米国	26,764人	40.8%
フランス	25,281人	17.3%
カナダ	13,121人	59.7%
英国	12,496人	31.7%
日本	20人	0.2%

UNHCR発表から作

表2 日本の難民認定数  
および申請数（最近6年間）

	認定数	申請数
2013年	6人	3,260人
2014年	11人	5,000人
2015年	27人	7,586人
2016年	28人	10,901人
2017年	20人	19,629人
2018年	42人	10,493人

入国管理局発表から作成

# 「日の丸・君が代」強制へ初の是正勧告

国連に障がい者の権利を訴える会 渡辺厚子

国際労働機関(ILO)と国連教育科学文化機関(ユネスコ)の合同機関であるILO /ユネスコ教員勧告適用合同専門家委員会(CEART セアート)において検討・最終報告された「日の丸・君が代」強制に対する是正勧告が、ILO、ユネスコ双方で承認・採択され、2019年3月と4月に公表された。

「日の丸・君が代」強制是正の勧告が国際機関から出されたのは、初めてのことで、快挙である。

## アイム89 東京教育労働者組合から申し立て

2014年8月、アイム89 東京教育労働者組合は、ILO /ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会(CEART セアート)に、10・23通達によって教職員や子どもたちは、「教員の地位勧告」に謳われる市民的自由権、教育の自由権、労働権を侵害されている、と申し立てた。

①「日の丸・君が代」の強制は、教職員の思想良心の自由の侵害、②学校ごとに決定・実施していた卒業式・入学式を都教委の一律の指示に従わせたのは、教育の自由の侵害。特に障がい児に大きなしわ寄せと人権侵害が現出。③君が代処分を受けた教職員への再雇用拒否は、雇用における思想差別、であると訴えた。

## 「教員の地位勧告」とは？

1966年10月5日に、ユネスコ教員の地位に関する特別政府間会議で採択されたもので、教職員に関するあらゆる面を体系的に整備した教職員権利の国際基準であり、日本政府も参加し、全会一致で採択された。

「教員の地位に関する勧告」では、教員とは教育に携わる全ての人を指す、と規定されている。ILOとユネスコが共同で作成したのは、教員の雇用や勤務条件と教育政策は切り離すことができないという理由からである。「教育を受ける権利は基本的人権の一つ」と明記され、それにふさわしい地位の保障という視点に貫かれている。

## ILO /ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会、通称セアートとは？

教育の質を落とすことなく、各国が「1966年教員の地位勧告」を遵守しているか監視し、労働者からの不服申し立てを審査するために委員会が設

置された。セアートと言う。ILOとユネスコから各6名、計12名の委員で構成され3年に1回委員会を開く。不服申し立てできるのは組合のみ。

今回日本からは、国歌斉唱・国旗掲揚に関わるアイム89東京教育労働者組合からの申し立てのほかに、全日本教職員組合(全教)、なかまユニオンから出された大阪府教育委員会における評価制度や教科書選定における教員の役割、大阪府特別英語教員組合による外国人英語指導助手の地位と雇用条件に関する申し立てなどが取り上げられている。



## 申し立て経過

ILO 駐日事務所を訪ねることを教えてもらい、2014年自由権審査のためジュネーブに行った。国際人権活動日本委員会の松田さんに同行してもらい、元アイム組合員として組合の親書を持ってILO本部を訪ねた。担当官から、大変興味深い、至急レポートを出す価値がある、と言ってもらえた。

2014年10月、正式受理され、2015年3月、ILOジュネーブ本部とユネスコパリ本部を訪れた。厚さ10センチほどの資料の説明をどちらの担当者も大変熱心に聞いてくれた。

申し立ては、2015年4月第12回セッションで取り上げられ、政府とアイムはそれぞれ2回の主張を順次書面で行い、3年後の2018年10月、第13回セッションで、最終報告(勧告)が出されたのである。

## 日本政府に正式に勧告

セアートの最終報告書(勧告)は、2019年3月20日、第335回ILO理事会で承認・公表され、4月3日から17日にかけて開かれた第206回ユネスコ執行委員会承認・公表された。ここ数年来、勧告の政府への通知は公表をもってかえる、という決まりになっていて、日本政府はILOとユネスコの双方から正式に是正勧告を突き付けられた。ユネスコは未確認だが、ILOでは6月に総会が開かれ、基準適用委員会にかけられて承認された。日本政府は、「我が国の国内法がよく理解されないためにこの

ような勧告が出された」と「遺憾」を表明したそうである。

## 勧告

最終報告書は48ページで、アトム'89の「日の丸・君が代」問題は、P18～22、パラグラフの81～110に記載されている。パラ109までは、セアートの考え方、捉え方などを詳しく論じ、最後のパラ110に勧告が述べられている。

ILO理事会とユネスコ執行委員会の合同委員会は、日本政府に対し次のことを促すよう勧告する。

- (a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設けること。このような対話は、そのような式典に関する教員の義務について合意することを目的とし、また国旗掲揚及び国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるものとする。
- (b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒手続について教員団体と対話する機会を設けること。
- (c) 懲戒審査機関に同僚教員の関与を得ることを検討すること。
- (d) 現職教員研修が、引き続き教員の職能開発を目的として実施され、懲戒・懲罰の手段として利用されないことを確保するため、現職教員研修に関する政策及び実務を再検討し改革すること。
- (e) 障がいを持った生徒及び教員を支援する者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を再検討すること。
- (f) 上記勧告に関する取り組みについて合同委員会への通知を怠らないこと。

## 勧告のポイント

この勧告の一番のポイントは、教員の市民的不服従の権利をきっぱりと認めたところである。これまで裁判所に主張しても決して認められなかった「君が代」裁判のキモ、職務遂行中に教員には1市民としての思想・良心の自由権、市民的不服従の権利が認められるか、という争点に対し、セアートはその権利を鮮やかに認めた。

どの項目も大事だが、特別支援学校の教員として、「その他」として特別に項だてしてくれた障がい児の権利をあげたい。

国家主義的儀式の遂行強要のなかで、子どものための式が目の前でガラガラと崩され、生命の危険にまで晒される事態を、セアートが共感直視してくれ、”障がいを持った生徒および教員ならびに障がいを持った生徒を支援する者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を再検討すること”と勧告してくれたことは嬉しい。

## 文科省交渉

9月3日、文科省からの延期要請で延び延びになっていたアトム主催の交渉が持たれた。

文科省の回答は、セアートは、地方公共団体あてのものを政府にあてて出している。日本の国内法を理解しないで出している。懲戒処分については地公法で団体と...の話し合いができないことになっている。和訳はしないし全地方公共団体へは周知しない。関係する東京都などへは英文のまま速やかに送る、いつとは言えない。というものであった。ILO100年として国会で、未批准条約の早期批准やILOへの一層の貢献が決議されているのに、何をかいわんや、である。

## 勧告が出されたことの意義

東京都では、10・23通達発出以後、教員ののべ483名が戒告、減給、停職処分されている(2019年3月現在)。ようやく裁判で勝ち、減給や停職処分が取り消されても、現職教員は同一案件で戒告の再処分を受ける。不服従の者へ執拗な制裁・排斥が繰り返される。沈黙を強いられ、服従させられる子どもや教職員たちにとって、セアート勧告は大きな希望である。

東京・日本にとどまらず、世界で苦悩・呻吟する教職員達にも、権利擁護と教育の質の向上にむけ大きな勇気を与えるものだ。

政府の無視を許さず、勧告実現に向けて取り組みを強化していきたい。

11・8国際人権入門講座、12・7人権デー集会にご参加ください

### 国際人権入門講座<<第6回>>

#### 「国際人権条約から見た朝鮮学校問題」

- ・11月8日(金) 18:30~20:00
- ・講師 朴金優綺(パク・キム・ウギ)さん(在日本朝鮮人人権協会)
- ・会場 青山学院大学・総研ビル8階 第10会議室
- ・参加費 500円

### 第7回国連人権勧告の実現を！ 「仕事の世界における暴力とハラ スメント撤廃条約」の批准を！

- ・12月7日(土) 13:30~集会 デモ出発15:30
- ・会場 青山学院大学・17号館 3階309教室
- ・主催 国連・人権勧告の実現を！実行委員会、青山学院大学人権研究会

## 活動日誌

- 3月 1日(金) 大崎事件「春を呼ぶ支援のつどい」  
3月 4日(月) 教育の無償化・市民報告書をつくる結成総会  
3月 5日(火) 女性差別撤廃条約実現アクション  
3月11日(月) 改憲を許さない労働者の集い  
3月18日(月) 学習会「天皇代替わりと教育」  
3月21日(木) シンポジウム「婚外子差別から考える」  
3月26日(火) 第2回代表者会議  
4月16日(火) 国際人権第3回幹事会  
4月19日(金) 第4回人権講座「ILO条約と働く者の権利」  
講師/布施恵輔さん  
・「日の丸・君が代」勧告 緊急院内集会  
4月20日(土) 国際人権学術シンポ「戦争および植民地支配」一人権侵害の回復と平和構築に向けて
- 5月 1日(水) 第90回メーデー 代々木公園集会とデモ  
5月 3日(金・祝日) 憲法記念集会(有明防災公園)  
5月11日(土) 日米地位協定を検証する～ドイツ・イタリアと比較して  
5月27日(月) 東京地裁「布川事件・櫻井昌司さんに7600万円の賠償金を支払うよう」命じた。  
5月28日(火) レッド・ページ院内集会  
5月30日(木) JAL大包围行動  
5月31日(木) 国際人権第3回代表者会議  
6月 4日(火) 院内集会「死刑制度は国益にかなうのか」  
基調報告ー小池振一郎弁護士  
6月 5日(水) 東京労働会館運営協議会  
6月 7日(金)～8日(土) 朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を！(7日)、3・1 独立運動100念を考えるー東アジアの平和と私たち(8日)  
6月10日(月) 学習会[子どもの権利条約の定着と虐待防止]  
講師/角南和子弁護士  
6月13日(木) 奨学金の会署名提出・院内集会  
6月14日(金) 国民救援会主催講演会「ノルウェーの楽しい選挙」 講師/三井マリ子さん  
6月15日(土) 学習会「共謀罪はいらない」  
6月21日(金) [板橋区学習会「外国人労働者の実態と問題点」 講師/本多ミヨ子さん
- 6月24日(月) 学習会「朝鮮学校無償化除外と日本社会」  
講師/石井拓児さん  
6月25日(火) 国際人権第4回幹事会  
7月 8日(月) 伊藤詩織さんの民事訴訟裁判  
7月11日(木) 出版女性会議「知る権利とメディア」  
講師/望月衣塑子さん  
7月18日(木) 奨学金の会「市民報告書をつくる会」第3回  
7月21日(日) 第25回参議院議員選挙投票日  
7月21日(日) 第9回「日の丸・君が代」問題学習・交流会  
講師/世取山洋介  
7月22日(月) 国際人権第4回代表者会議  
7月23日(月) 大崎事件の再審取り消し！最高裁決定に抗議する7・23集会  
7月26日(金) 国際人権入門講座第5回「女性差別問題」  
講師/シン・ヘボンさん(青山学院大教授)  
8月 8日(木) 学習会「改めて問う、朝鮮学校無償化除外と日本社会」  
8月14日(水) 日本軍慰安婦メモリアルデー「忘れない～」  
8月22日(木) 国際人権第5回幹事会  
8月22日(木) トークイベント「今、報道の自由はどうなっているのか？」スピーカー/望月衣塑子さん、安田淳平さん  
8月27日(木) ラパスホール緊急講演会「れいわ新鮮組の選挙活動が問いかけるもの」  
8月27日(木) 核実験に反対する国際デー アントニオ・グテーレス国連事務総長メッセージ  
9月 2日(月) 日弁連人権擁護大会シンポジウム「ヒューマンライツを実現するための国際法」  
9月17日(火) NHKプロフェッショナル「仕事の流儀」  
鳥居一平さん「移住者と連帯する」  
9月24日(火) 国際人権第5回代表者会議  
10月 2日(水) ハンセン病関連の協議会傍聴(松田)  
10月 3日(木)～日弁連人権擁護大会(徳島)  
鈴木(亜)、上野、塩田、中澤、山川参加(松田さんはJAL欠航でUターン)  
10月 4日(金) 学習会「入管法改正問題について」  
10月10日(木) 学習会「朝鮮高校無償化除外と日本社会」  
10月17日(木) 社会権規約第7回政府報告審査に向けて

## 当面の行動日程

- 11月 1日(金) 第6回幹事会 18時30分～  
東京地評5階会議室  
11月 2日(土) 東京地評 第13回「東京働く者の権利」討論集会 12時30分～17時45分  
東京労働会館ラパスホール・会議室  
講師/朝倉むつ子さん「同一労働同一賃金論の起源と発展ー日本の課題も含めて」  
11月 3日(日・文化の日) 食べ物学習会 14時～16時  
講師/安田節子 東京仕事センター(飯田橋)地下講堂 1000円  
11月 6日(水) 過労死等防止条約推進シンポジウム  
11月 6日(水) 14時～17時  
千代田区飯野ホール 参加費無料  
主催/厚生労働省  
★立川会場は11月7日(木)17時30分～  
立川グランドホテル スカークラ  
11月 8日(金) 国際人権入門講座第6回「国際人権条約から見た朝鮮学校問題」  
・講師 朴金優ギ(パク キムウギ)さん  
・会議室 青山学院大学・総研ビル8階第10会議室(チラシ参照) 18時30分～  
・参加費/500円  
11月15日(金) シンポジウム「国際人権規約批准40周年・拷問等禁止条約批准20周年ー完全な国際人権基準の実現を目指して」  
・アルフレッド・ノヴェック教授招聘企画  
・明治大学駿河台キャンパスリパティータワー2F  
・主催/日弁連 共催/明治大学比較研究所  
11月24日(日) 横田基地にオスプレイはいらない11・24東京大集会～安全な空を取り戻そう～  
・午後1時開会 福生市・玉川中央公園  
11月30日(土) 国際人権活動日本委員会第23回総会  
13時～ 東京労働会館地下1階大会議室